特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿賀町は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

新潟県阿賀町長

公表日

令和7年10月1日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、住民の生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税を賦課徴収、課税に必要な調査、課税総額と明細の確定を行っている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧に応じている。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①課税・非課税の住民に関する情報管理 ②課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③所得及び控除の管理 ④課税標準額及び税額の算出 ⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理 ⑥扶養関係情報の管理 ⑦各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書（納入書）及び課税明細書等の通知書の発行 ⑧各税目の証明書等の証明書の発行 ⑨税目ごとの口座登録 ⑩滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑪督促状の発送 ⑫地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑬地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行 ⑭公金受取口座情報を利用した過誤納金又は還付加算金の還付 なお、これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	個人住民税システム、申告相談システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、収納システム 、統合宛名システム、地方税ポータルシステム（eLTAX）、中間サーバー、マイナポータル申請管理 ※但し、一部システムは、令和7年１１月に標準準拠システムに移行する。

2. 特定個人情報ファイル名
住民税課税ファイル、申告情報ファイル、固定資産税ファイル、軽自動車税ファイル、国民健康保険税ファイル、統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法　第9条第1項及び別表24、135の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第２条の表において、第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第２条の表４８、１６０の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活課、こども・健康推進課
②所属長の役職名	町民生活課長、こども・健康推進課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿賀町総務課　新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地　0254-92-3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿賀町総務課　新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地　0254-92-3111

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を受け渡す際は事前に暗号化、パスワードによる保護を行い、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書類棚に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、e－ランニングによる教育研修を実施している。研修の受講確認を行い、関係するすべての職員が研修を受講している。また、庁内で漏えい等に関するヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止の周知や必要に応じて内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育、啓発は十分に行っていると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ-1③システムの名称	Reams. NET(個人住民税システム、固定資産税システム、国民健康保険税システム、収	個人住民税システム、申告相談システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ-2特定個人ファイル名	住民税課税ファイル、固定資産税ファイル、軽自動車税ファイル、国民健康保険税ファイル、	住民税課税ファイル、申告情報ファイル、固定資産税ファイル、軽自動車税ファイル、国民健	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番16	①番号法第9条第1項、別表第一16の項及び地方税法等	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番26、27	①番号法第19条第7号及び別表第二27の項 ②番号法第19条第7号及び別表第二の第三	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ-5①部署	町民生活課	町民生活課、こども・健康推進課	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ-5②所属長の役職名	町民生活課長(星　利昭)	町民生活課長、こども・健康推進課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	2015/1/18	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	2015/1/18	2019/4/1	事後	
令和6年12月27日	I－1②事務の概要	地方税法に基づき、住民の生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税を賦課徴収、課税に必要な調査、課税総額と明細の確定を行っている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧に応じている。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①課税・非課税の住民に関する情報管理 ②課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③所得及び控除の管理 ④課税標準額及び税額の算出 ⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理 ⑥扶養関係情報の管理 ⑦各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の通知書の発行 ⑧各税目の証明書等の証明書の発行 ⑨税目ごとの口座登録 ⑩滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑪督促状の発送 ⑫地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑬地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	地方税法に基づき、住民の生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税を賦課徴収、課税に必要な調査、課税総額と明細の確定を行っている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧に応じている。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①課税・非課税の住民に関する情報管理 ②課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③所得及び控除の管理 ④課税標準額及び税額の算出 ⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理 ⑥扶養関係情報の管理 ⑦各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の通知書の発行 ⑧各税目の証明書等の証明書の発行 ⑨税目ごとの口座登録 ⑩滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑪督促状の発送 ⑫地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑬地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行 ⑭公金受取口座情報を利用した過誤納金又は還付加算金の還付 なお、これらの事務に関して、情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
令和6年12月27日	I－1③システムの名称	個人住民税システム、申告相談システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、収納システム 、統合宛名システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、中間サーバー	個人住民税システム、申告相談システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、収納システム 、統合宛名システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、中間サーバー ※但し、一部システムは、令和7年11月に標準準拠システムに移行する。	事後	
令和6年12月27日	I－3法令上の根拠	①番号法第9条第1項、別表第一16の項及び地方税法等 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16	番号法　第9条第1項及び別表24、135の項	事後	
令和6年12月27日	I－4②法令上の根拠	①番号法第19条第7号及び別表第二27の項 ②番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表において、第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、160の項	事後	
令和6年12月27日	Ⅱ－1いつの時点の計数か	2019/4/1　時点	2024/4/1　時点	事後	
令和6年12月27日	Ⅱ－1評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1，000人以上1万人未満	事後	
令和6年12月27日	Ⅱ－2いつの時点の計数か	2019/4/1　時点	2024/4/1　時点	事後	
令和6年12月27日	Ⅳリスク対策 8．人手を介在させる作業	新規	別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加項目
令和6年12月27日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	新規	別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加項目
令和7年10月1日	I－1③システムの名称	個人住民税システム、申告相談システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、収納システム 、統合宛名システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、中間サーバー ※但し、一部システムは、令和7年11月に標準準拠システムに移行する	個人住民税システム、申告相談システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、収納システム 、統合宛名システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、中間サーバー、マイナポータル申請管理 ※但し、一部システムは、令和7年11月に標準準拠システムに移行する	事前	
令和7年10月1日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	2024/4/1	2025/10/1	事前	
令和7年10月1日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	2024/4/1	2025/10/1	事前	